

上小地域医療連携ネットワークシステム運営協議会会則

〔名 称〕

第1条 本会は、上小地域医療連携ネットワークシステム運営協議会（以下「協議会」という。）という。

〔目 的〕

第2条 協議会は、患者が安心と納得できる医療を目指し、地域医療連携ネットワークシステムにより、複数の医療施設と患者が診療情報を共有し、地域全体の医療の質の向上に寄与することを目的とする。

〔事 業〕

第3条 協議会は、前条の目的を達成するために次のことを行う。

- (1) 上小地域医療連携ネットワークシステム（以下「システム」という。）の管理運営に関すること。
- (2) システムの普及に関すること。
- (3) 地域の医療情報共有の活用に関すること。

〔役員構成〕

第4条 協議会の役員は、次の者をもって構成する。

(行政) 上田保健福祉事務所長

(公立病院をもつ自治体)

上田市健康福祉部長、東御市健康福祉部長、長和町町民福祉課長

(医師会) 上田市医師会長、小県医師会長、千曲医師会坂城地区代表

(病院) 信州上田医療センター院長、東御市民病院院長、国保依田窪病院院長

2 会長及び副会長は、役員相互の互選をもって選出する。

〔会長等の職務〕

第5条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

2 副会長は2名とする。副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときはその職務を代行する。

〔任期〕

第6条 役員任期は、2年とする。ただし、再任は妨げない。

〔役員会〕

第7条 役員会の議事進行は会長が行い、議決は出席役員過半数をもって決する。

2 役員は、やむを得ない理由により出席することができないときは代理者を出席させることができる。

3 役員会は、毎年1回開催する。又会長が必要と認めた時に開催する。

4 役員会には必要に応じて役員以外の者を出席させることができる。

〔運営委員会〕

第8条 協議会の日常的な運営のために運営委員会を置く。

2 運営委員会に関する必要な事項は、役員会で定める。

〔利用者規程〕

第9条 システムを管理運営するために利用者規程等を役員会で定めるものとする。

〔事務局〕

第10条 協議会の事務局は、信州上田医療センターに置く。

〔その他〕

第11条 この会則に定めるもののほか、協議会に関し必要な事項は、別に定める。

附則 平成23年11月8日より施行する。